



## ふるさと散歩 多摩の植物

### サクラタデ

タデの仲間はとても種類が多く、分類のやっかいなものといわれている。タデとは辛くて口もただれるという意味だといふ。その意味のように辛いタデは、葉がヤナギの葉に似ているヤナギタデである。これは全体の姿、花の様子などもあまり目立つものではない。タデの仲間で、花が美しく、野外ではっと思うようなのはサクラタデである。サクラのような淡紅色の、美しい、やや大輪の花をつける。野にあるタデのなかでは抜群に美しく、魅力的だ。

たら忘れられないほどのものといえよう。茎の高さは50センチほどになる。根茎を地下に伸ばして増えてゆくという性質を持っているので、生育地ではよく群生し、秋の明るい日差しのもとで美しく咲く。水田のふち、明るい流れのそばのような湿り気のあるところを好んで生えるようだ。



法人会

写真・資料提供

菱山忠三郎氏



《今月の笑顔》

児童発達支援事業所  
こどもでいさーびす はるぞら

はしもと かつこ  
橋本佳津子さん

- 🐧 タックスコーナー 「消費税の課税選択の変更に係る特例について」
- 📻 「ラジオ番組で“税”と“法人会”をPRします！」
- 📢 八王子市からのお知らせ 「固定資産税の軽減制度など」
- 🐻 委員会レポート/セミナーレポート



新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者の方へ

## 消費税の課税選択の変更に係る特例について

税務署に申請し承認を受けることで、課税期間開始後であっても消費税の課税事業者を選択する（やめる）ことができます。

### 特例の対象となる事業者

- ▶ 新型コロナウイルス感染症等の影響により、令和2年2月1日から令和3年1月31日までの間のうち任意の1か月以上の期間の事業としての収入が、著しく減少（前年同期比概ね50%以上）している事業者

### 消費税の課税事業者を選択する（やめる）届出等の特例

- ▶ 特例対象事業者は、税務署長の承認を受けることで、特定課税期間以後の課税期間について、課税期間の開始後であっても、課税事業者を選択する（又はやめる）ことができます。

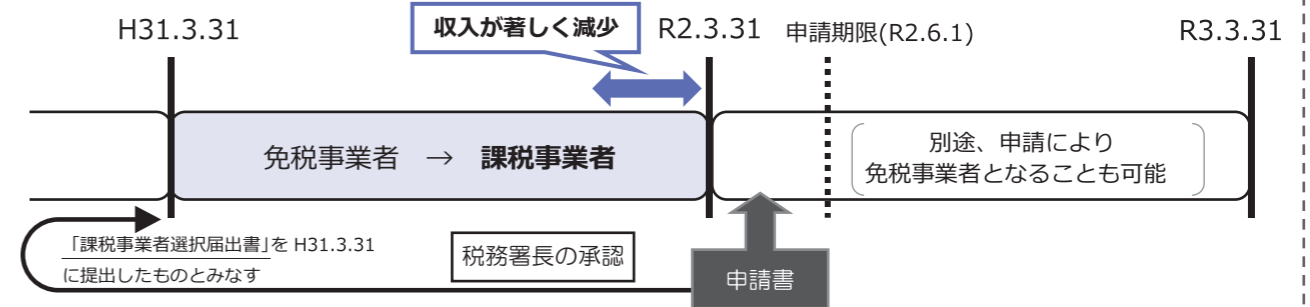
- ※ 「特定課税期間」とは、新型コロナウイルス感染症等の影響により事業としての収入の著しい減少があった期間内の日を含む課税期間をいいます。
- ※ 特例の承認を受けようとする場合、原則として、特定課税期間の確定申告期限までに、承認申請書を税務署に提出してください。
- ※ 課税事業者の選択をやめる場合であっても、納税義務が免除される事業者は、その課税期間の基準期間（法人は前々事業年度、個人事業者は前々年）における課税売上高が1,000万円以下の事業者等です。

- ▶ また、本特例により課税事業者を選択する（又はやめる）場合、2年間の継続適用要件等は適用されません。

- ※ このほか、新設法人が調整対象固定資産を取得した場合等における納税義務免除の制限について、税務署長の承認によりその制限を解除する特例が設けられています。

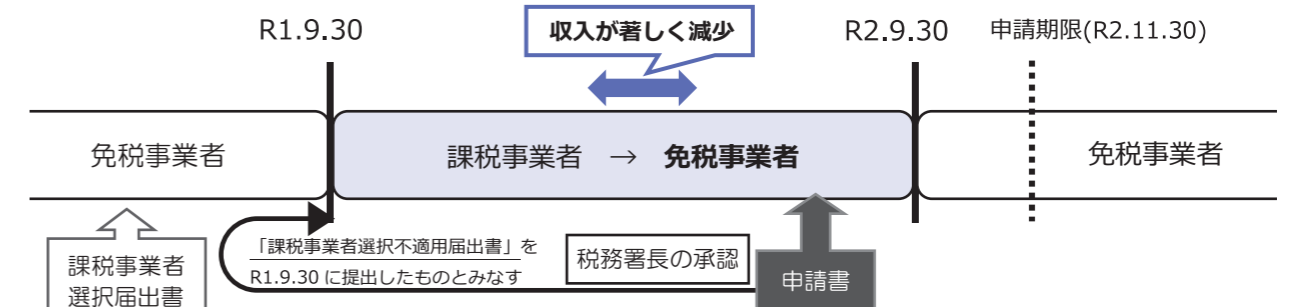
### 免税事業者が課税事業者を選択する場合の具体的な適用事例

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年3月1日から31日の1ヶ月間において、事業としての収入が著しく減少したため、令和2年3月期について、課税事業者を選択し、一般課税により申告を行う場合（3月末決算法人の場合）



### 課税事業者の選択をやめる場合の具体的な適用事例

当初、令和2年9月期について課税事業者を選択していたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年3月1日から31日の1ヶ月間において、事業としての収入が著しく減少したため、令和2年9月期から課税事業者の選択をやめて免税事業者となる場合（9月末決算法人の場合）



(注) 免税事業者になることができるのは、その課税期間の基準期間における課税売上高が1,000万円以下の事業者等です。

### 簡易課税制度の適用に関する特例について

- ▶ 消費税の簡易課税制度の適用に関しては、現行法において、「災害その他やむを得ない理由が生じたことにより被害を受けた場合」の特例が設けられています（消費税法37条の2）。
- ▶ 新型コロナウイルス感染症の影響による被害を受けたことにより、簡易課税制度の適用を受ける（又はやめる）必要が生じた場合、税務署長の承認により、その被害を受けた課税期間から、その適用を受ける（又はやめる）ことができます。

- ▶ ご質問・ご不明な点は、最寄りの税務署にお問合せください。
- ▶ 申請書の様式など、手続の詳細については、国税庁ホームページをご参照ください。



法人会の各委員会では、新型コロナウイルスの感染拡大防止に配慮し、新たな形での事業企画を進めています。このページでは、委員会の協議の様態をダイジェストでお届けします。

## 厚生 福利厚生制度の新規導入を協議

厚生委員会では、新たな会員福利厚生制度として、市内医療機関と提携した人間ドック料金優待の導入について協議。既に同様の仕組みは整えているものの、会員の選択肢を増やす観点から、今後の理事会に諮ることを決議しました。その他、賀詞交歓会の開催方法についても協議しました。(2020.8.26/法人会事務局)



## 社会貢献 ウェブを活用した税金クイズ実施を検討

社会貢献委員会では、2学期以降再開されることとなった小学校での租税教室の運営方法を協議。併せて、毎年夏に実施していた「親と子の税金教室」の代替事業として、ウェブサイトを活用した税金クイズの実施についても検討しました。今後、早急に詳細を固め11月頃より実施の予定です。(2020.9.2/法人会事務局)



## 研修 研修事業の内容と開催方法について協議

研修委員会では、9月以降本格的に開始することとなったオンラインを活用したセミナーの開催について協議。併せて、メイン会場の様子を他の会場にライブ配信する方法や、会場出席者とオンライン参加者の双方に対応したハイブリット型セミナーの開催方法などについて確認しました。(2020.9.3/法人会事務局)

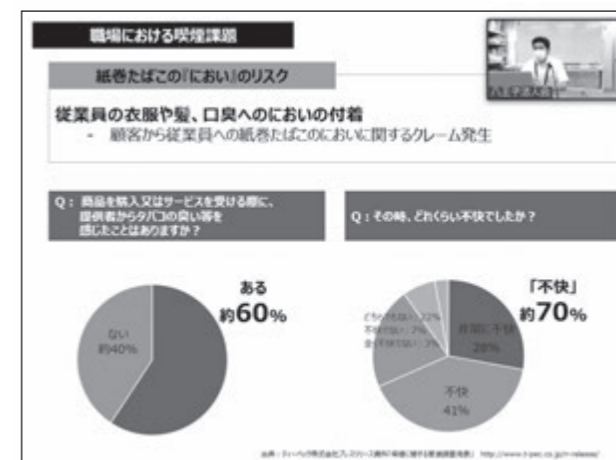


法人会では、「委員会レポート」でもご紹介の通り、リアル会場とオンライン、双方で受講いただけるハイブリット型のセミナーを続々と企画中です。今回はこのうち、2講座についてレポートします。

### 受動喫煙の防止に向けて 東京都が厳しい姿勢

今年4月から全面施行された東京都受動喫煙防止条例。9月10日、フィリップモリス・ジャパンより担当者を招いての説明会を事務局会議室とオンライン受講の併用で開催しました。

屋内は原則全面禁煙、喫煙所には清掃等の理由であっても未成年の従業員を立ち入らせてはいけないなど、厳しい規制の内容について解説がありました。



▲当日の配信画面（講師-右上-と資料を配信）

## LINE公式アカウントの活用で、売上UPを目指そう！

多くの方が利用しているLINE。この日常的なツールをビジネスに活かす方法について、LINE公式アカウントコンサルタントの草薙まや氏を講師に迎え、9月24日と29日の2回、説明会を開催しました。いずれも、八王子エルシィを会場に、オンラインでも受講できるハイブリット形式を採用。このうち、9月29日開催分については、会場から離れている由木東市民センターに会場の模様をライブ配信し、会場近隣の会員に視聴いただく方法も試行的に取り入れました。講師からは、メールマガジンとLINEとでは開封率に6倍もの差がありLINEのほうが目に付きやすいこと、安価に効果的な広告が発信できることなどについて説明がありました。



▲講師を担当した  
(株)ReStar 草薙まや氏



▲由木東市民センターでライブ配信を実施



▲本会場の八王子エルシィでの受講風景

# キラリ 輝く! 会員企業

Vol 03



## 著名な五輪選手の名が社名の由来

京王線北野駅近くに、事務所兼作業場を持つ有限会社ザトペック(古里恵二社長/由井地区)。主な業務は、グラスや盾などのガラス製品にお客様から注文のあった文字や図柄を刻印し、トロフィーや記念品として仕上げる。同社が手掛けたトロフィーは、全国各地を転戦するオートバイレース「全日本スーパーモト選手権」から、地域の行事に至るまで、規模の大小を問わず、様々な場面で入賞者の笑顔とともに輝きを放っています。会社創業は1993年。1952年のヘルシンキ五輪で3個の金メダルを獲得した、チェコの陸上選手、“エミール・ザトペック”のような、力強い会社になりたいとの思いから、社名を決めたそうです。



輝きを放つ手掛けられた数々の作品

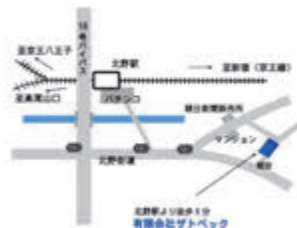


ガラスの中に浮かび上がる見事な彫刻



ゴルフコンペのトロフィーと古里社長

〒192-0911  
八王子市打越町646-12  
TEL : (042) 635-8643  
FAX : (042) 635-3633  
ホームページ: <http://www2.odn.ne.jp/~zatopek/>  
メールアドレス: [zatopek@syd.odn.ne.jp](mailto:zatopek@syd.odn.ne.jp)



# キラリ 輝く! 会員企業

Vol 04



## サラリーマンから起業し今年で37年目

八王子市大谷町に本社を構える株式会社東光通商(沖崎金光社長/北八地区)。同社の主力事業としての「MIM(ミム)」と呼ばれる(“MIMとは”で検索を!)専用金型を製作して、金属粉末を射出成形する金属製法では、3次元小型医療部品をはじめ、鍵部品、産業機械部品等の試作から量産まで行っています。青森県ご出身の沖崎社長は油圧機器メーカーに就職。その経験をもとに八王子市で起業されました。今年で37年目。現在では青森県・ベトナム・中国にも進出されるなど、企業として発展を続けています。

## 他社との差別化に注力しライバルを極力少なく

同社の強みであるMIM製法における「一貫生産体制」を存分に活かして、酸化マグネシウム粉末を混ぜた独自の特許材料を使用することで、より一層、製品強度を上げるとともに精密な製造を可能にしています。他社との差別化をはかるこうした先進的な取り組みにより、国内で競合は5~6社に限られるという、市場での地位を築きました。産業連携にも力を入れ工学院大学、東京都立大学等との共同研究開発も行っています。

専門性・技術力高いグループ企業が融合  
企画→試作開発設計→量産→物流まで一貫生産体制のTOKOグループ

株式会社東光通商  
グループ統括  
■経営企画

エクトム株式会社  
研究開発技術部門  
プラスチック金型  
MIM型金型の製造事業所  
■金型の3D設計・製造販売  
■プラスチック製品  
■MIM製品の試作開発  
■材料、製造、開発

JAPAN MIMTECH TOKO CO.,LTD.  
ベトナムMIM量産工場  
■MIM製品の大量生産  
■金型の製造  
■低コスト・高品質化の追求

中国拠点  
■3D設計(日本内)  
■金型製造加工  
■JMTベトナムへの部材生産  
■国内外資両  
■市場調査

CAD設計 CAM加工  
データの作成・提供



営業推進本部 出浦課長 沖崎社長



MIM製品の工例 金属部品(鍵/シリンダー)

〒192-0034  
八王子市大谷町399-1東光ビル  
TEL : (042) 644-8860  
FAX : (042) 644-5305  
ホームページ: <https://www.tokotsusho.co.jp/>  
メールアドレス: [toko@tokotsusho.co.jp](mailto:toko@tokotsusho.co.jp)



法人会ではこのページに登場いただける会員企業を募集しています。業種は問いません。コロナ対策に限らず、あなたの会社の前向きな取り組みや新しいチャレンジなどをぜひ、紹介させてください。詳しくは、法人会ホームページ (<https://www.hojinkai.or.jp>) をご覧ください。

法人会ではこのページに登場いただける会員企業を募集しています。業種は問いません。コロナ対策に限らず、あなたの会社の前向きな取り組みや新しいチャレンジなどをぜひ、紹介させてください。詳しくは、法人会ホームページ (<https://www.hojinkai.or.jp>) をご覧ください。

## ■ 八王子市からのお知らせ ■

資産税課から、新型コロナウイルスに関連する「固定資産税等の軽減制度など」について、お知らせいたします。  
制度の詳細やご不明な点等については、資産税課までお気軽にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】  
〒192-8501 八王子市元本郷町三丁目24番1号  
八王子市税務部資産税課（八王子市役所議会棟2階）  
TEL: 家屋担当042-620-7223 償却資産担当042-620-7221  
E-mail: b040200@city.hachioji.tokyo.jp

### 資産税課 固定資産税・都市計画税の軽減制度

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業収入が減少した中小事業者等の方に対して、令和3年度課税の1年分に限り、償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準額を軽減します。

#### ●対象者及び軽減内容

令和2年(2020年)2月~10月までの任意の連続する3ヶ月間の事業収入が、前年の同期間と比べて、	30%以上50%未満減少している者	2分の1
	50%以上減少している者	ゼロ

#### ●申告方法等

認定経営革新等支援機関等の確認を受けた申告書（原本）に加えて、同機関に提出した書類と同じものを提出してください。

- ・申告期間：令和3年(2021年)2月1日(月)まで
- ・申告書類：(1)申告書 (2)収入減を証する書類 (3)特例対象家屋の事業用割合を示す書類(青色申告決算書など) (4)収入減に不動産賃料の「猶予」が含まれる場合、猶予の金額や期間等を確認できる書類

※申告様式など詳細については、以下の検索キーワード又はQRコードから市ホームページをご覧ください。

WEB検索キーワード： で検索！



### 資産税課 償却資産等に係る固定資産税の特例措置の拡充

新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から適用対象を拡充します。

#### ●拡充内容

市(産業振興部企業支援課)から認定を受けた先端設備等導入計画に基づき新規取得した固定資産について、現行の特例措置の対象に加え、事業用家屋、構築物が対象となり、固定資産税の課税標準を3年間ゼロにします。

#### ●適用期間

令和2年(2020年)4月30日から令和3年(2021年)3月31日までに取得した資産が特例対象

#### ●必要書類

先端設備等導入計画にかかる申請書及び認定書の写し など  
※必要書類など詳細については、右下のQRコードから市ホームページをご覧ください。



### 住民税課

### 封筒の掲載広告を募集

八王子市では、市・都民税を特別徴収している事業所へ送付する封筒に掲載する広告を募集しています。

《問合せ・申し込み》  
八王子市税務部住民税課 042-620-7354(直通)

広告内容：市民生活に関連するもの  
使用期間：令和3年5月(2021年5月)から1年間  
広告のサイズ：1枠 縦5cm×横8cm デザインは申込者が作成してください。(複数枠の使用可能)  
募集期間：令和2年10月15日~令和2年11月6日

広告料は下表のとおり。詳しくは市ホームページをご覧ください。

封筒作成枚数	広告料(1枠)	募集枠
70,000枚	20,000円	8枠

### 住民税課

### 給与支払報告書の提出は便利な電子申告「eLTAX(エルタックス)」をご利用ください。

eLTAX(エルタックス)では、給与支払報告書の提出に係る手続きを自宅やオフィスからインターネット経由で、複数の地方公共団体(eLTAX参加団体)へまとめて行うことができます。詳しい内容や手続きについては、eLTAXホームページ<https://www.eltax.lta.go.jp/>をご覧ください。ヘルプデスク0570-081459(受付時間9時から17時まで 土日祝、年末年始を除く)へお問い合わせください。

※平成31年中に税務署へ提出すべきであった源泉徴収票の枚数(訂正分を含む)が、100枚(改正前:1,000枚)以上の事業所については、令和3年度の提出にあたり、eLTAX(エルタックス)又は光ディスク等による提出が義務化されました。

《問合せ》  
八王子市税務部住民税課 042-620-7354(直通)

電子申告で効率UP!!  
納税にはダイレクト納付が便利です!  
e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。  
e-Taxを利用して所得税及び復興特別所得税の申告をするとこんなメリットが!  
添付書類の提出省略  
還付がスピーディー  
法人会は会社経営の効率化のためにe-Taxの普及を支援しています。  
ご利用に際し条件、注意事項があります。詳しくはホームページでご確認ください。

# ラジオ番組で“税”と“法人会”をPRします！

## 国税庁『税を考える週間』の協賛事業として Tokyo Star Radio（八王子FM）に法人会役員などが出演します

八王子法人会では、「税を考える週間」に協賛し、Tokyo Star Radioで毎週放送されている『愛LOVE八王子』（77.5mhz）に多田会長をはじめとする役員、関係者が出演。同番組パーソナリティーの馬場眞由美さん（当会女性部会理事）とのトークを通して、税や法人会についてのPRを行います。

毎回、1時間番組の冒頭15分程度を利用し、私たちの納めた税金が社会のどこで役立てられているかといったお話を交えながら、堅苦しくない税のお話をさせていただきます。聴取可能地域は八王子市とその近隣に限られますが、スマホアプリ「リスラジ」をダウンロードしていただくと、全国どこからでも、高音質でお聴きいただけます。

プレゼント企画なども用意していますので、ぜひ、お聴きください。



### 『愛LOVE八王子』法人会の出演予定日程

放送回数	放送日	放送時間
第1回放送	11月 2日 (月)	20:00~20:55
	3日 (火・祝)	18:00~18:55 (再放送)
第2回放送	11月 9日 (月)	20:00~20:55
	10日 (火)	18:00~18:55 (再放送)
第3回放送	11月16日 (月)	20:00~20:55
	17日 (火)	18:00~18:55 (再放送)
第4回放送	11月23日 (月・祝)	20:00~20:55
	24日 (火)	18:00~18:55 (再放送)
第5回放送	11月30日 (月)	20:00~20:55
	12月 1日 (火)	18:00~18:55 (再放送)

法人会では今後の放送へ向けて、「税に関するエピソード」や「税金という言葉でイメージすること」などを皆様から募集します。放送で採用された方には記念品をプレゼントします。お名前、ご住所、連絡先をご記入の上、✉(hojinkai@hojinkai.or.jp)までご応募ください。

## 法人会の法律相談。1時間まで無料。 お気軽にご活用ください!!

- 法人会では担当の弁護士先生と契約し、1時間無料相談（法律全般、相続等会社業務以外の相談も可）を行っています。
- ご連絡は下記の、東京法人会連合会事務局まで電話でお申込みください。
- その際①所属法人会名②法人名③相談者名④連絡先電話番号をお知らせください。（同一企業からの申込みは月1回までです）
- お申込みの上、担当の弁護士さんと相談日程の打合せを行うシステムです。
- ▼お申込み並びに詳細は  
**03-3357-0771**  
(土・日・祝日を除く午前9時~午後4時)



### 今月の笑顔



児童発達支援事業所

こどもでいさーびす はるぞら

(元本郷町)

<http://inclu-palette.jp/index.html>

▼今月の笑顔は、元本郷町1丁目の「こどもでいさーびすはるぞら」さんにご登場いただきました。

▼「こどもでいさーびすはるぞら」さんは、一般社団法人「いんくるぱれっと」さんが、八王子市、日野市で「障害児通所支援事業」を運営されている、未就学児を預かる事業所の一つです。お忙しい業務後に、代表理事の森亦さん、橋本さんにお話を伺いました。

▼普段はあまり耳にすることがない「障害児通所支援事業」ですが、丁寧に説明していただきました。「当事業所は児童発達支援管理責任者・看護師・保育士・児童指導員などの職種で成り立っています」

「こちらに来る子どもたちは、発達に差があり、動き回れる子、体が動かせない子などそれぞれ違います。たんが詰まったり嘔吐物が詰まったりすると誤嚥性肺炎になる危険性がありますので、注意深く見ていくとともに、本人たちの意欲を持たせてあげる為に関係を密にしていくことも大切になります。」(橋本さん)

▼日々の子どもたちとの生活の中で、様々な企画をし、楽しく過ごす工夫をされています。「外出をすることもあります。公園や市内施設でピクニックなどをして遊んだりします。夏祭り、親子遠足や卒園式などイベントも行っています」(橋本さん)

▼子どもたちの気持ちを理解することに注力するスタッフの皆様、「子どもたちの言葉であらわせない気持ちを感じ取れることができたときは職員皆うれしく思い喜びを感じます」(森亦代表理事)

▼プライベートでは子供の野球教室に関わられている橋本さん「保護者の方が非常に熱心な野球教室です。皆で仲良く野球をする姿を見守っています」

▼「橋本さんはこちらで8年ほど勤務していますが、業務の難易度から続けることは本当に大変なことです。日々私が子どもたちへの接し方など教えられていることがあります」(森亦代表理事)



児童指導員 管理者 たなか ゆうた 田中雄太さん	児童指導員 看護師・保健師 はしもと かつこ 橋本佳津子さん	代表理事 もりまた ひろむ 森亦 廣さん
-----------------------------------	---	----------------------------

▼「子どもたちは楽しく元気に力強く生きています。是非、この機会にこう言った事業を知っていただけるきっかけになりますので、見学にお越しいただけると幸いです。子育てで大変な親御さんに、少しでもお手伝いできれば、と考えています。少しでも自立できることを促すことを目的に、例えば、コップ・タオルを取り出して動かせるように目や耳から受ける刺激を大切にしながら教えています。成長を見守るのは我が子のようにうれしいです」(森亦代表理事)

▼子どもたちへの愛情と一日一日を大切にされていることが伝わります。成長を願い見守る温かさと優しさがありました。

お問合せ  
八王子市元本郷町1丁目21番  
13号北越ビル102号室  
電話：042-649-7449  
FAX：042-649-6050



発行者	公益社団法人 八王子法人会	会長	多田 充 伸	発行日	令和2年10月5日
編集者	公益社団法人 八王子法人会	広報委員長	清宮 仁 印	印刷	スズキ美術印刷(株)
発行所	公益社団法人 八王子法人会	東京都八王子市大横町14-25			東京都八王子市南町9-8
第45巻	第7号通	巻479号	電話(042)625-4875(代) FAX(042)625-0566		電話(042)626-2600(代)